



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 1

○ 告示

*612 平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)..... 4

*613 平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")..... 5

*614 平成11年和歌山県告示第972号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")..... 5

*615 平成21年和歌山県告示第1171号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")..... 6

*616 平成11年和歌山県告示第975号(特別保護地区の指定)の一部改正 (")..... 6

*617 特定猟具使用禁止区域の指定 (")..... 7

618 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課)..... 8

619 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 8

620 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9

621 道路の供用開始 (")..... 9

622 道路の区域変更 (")..... 9

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 10

規 則

和歌山県規則第53号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(精神障害者保健福祉手帳等の申請等) 第12条 略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第23条第2項第1号に規定する診断書は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(別記第12号様式の2)とする。</p> <p>3 省令第23条第2項第2号に規定する書類を添えた法第45条第1項の規定による障害者手帳の交付の申請であって、障害等級の判定のために社会保険事務所又は共済組合等に対して年金の障害等級の照会を必要とする申請は、第1項に規定する障害者手帳申請書に同意書(別記第12号様式の3)を添えて行うものとする。</p>	<p>(精神障害者保健福祉手帳等の申請等) 第12条 略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第23条第1号に規定する診断書は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(別記第12号様式の2)とする。</p> <p>3 省令第23条第2号に規定する書類を添えた法第45条第1項の規定による障害者手帳の交付の申請であって、障害等級の判定のために社会保険事務所又は共済組合等に対して年金の障害等級の照会を必要とする申請は、第1項に規定する障害者手帳申請書に同意書(別記第12号様式の3)を添えて行うものとする。</p>

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第14条関係)

障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書

和歌山県知事 様

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項(○印)の届出・申請をします。

- 1 〔①都道府県内における住所変更、②都道府県を越える住所変更、③氏名の変更〕の届出
(変更内容)

旧	
新	

- 2 〔①汚損、②破損、③紛失〕したため再交付の申請

- 3 写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付の申請

申請者 氏 名 印
住 所
生年月日
個人番号
現行の手帳番号

(注) 都道府県の区域を越える住所を変更したとき、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。

市町村受付欄	精神保健福祉センター使用欄

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第612号

平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から適用する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項を次のように改める。

1 (1) 名称

竈山鳥獣保護区

(2) 区域

和歌山市和田438番地竈山神社正門入口を起点とし、県道三田海南線を北西に進み県道三田三葛線との接点に至り、同所から県道三田三葛線を北西に進み同神社所有地西端に至り、同所から同神社所有地隣接地の水路を東進し名草川に至り、同川を南に約25メートル進み同川に架設の橋東詰で県道秋月海南線に接し、同所から同県道を南進し雄詰橋に至り、同所から県道三田海南線を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項中

「2 花坂鳥獣保護区

(1) 名称」を「2 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「国道370号線」を「国道370号」に、「国道480号線」を「国道480号」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項を次のように改める。

3 (1) 名称

川又鳥獣保護区

(2) 区域

日高郡印南町大字川又の川又国有林一円(川又国有林林班53林班から58林班までの区域)

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、印南町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第4項中

「4 田辺鳥獣保護区」を「4 (1) 名称」に改める。

第5項を次のように改める。

5 (1) 名称

大島鳥獣保護区

(2) 区域

東牟婁郡串本町須江地内の京都大学フィールド科学教育研究センター里域ステーション紀伊大島実験所全域

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、串本町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第613号

平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から適用する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項第3号中「平成40年10月31日」を「令和10年10月31日」に改める。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市及び古座川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第614号

平成11年和歌山県告示第972号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から適用する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第2項中「海岸線沿」を「海岸線沿い」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、日高町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来

地としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第615号

平成21年和歌山県告示第1171号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から適用する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定する。」を「より、次のように鳥獣保護区を指定したので、同法第28条第9項の規定により告示する。」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第616号

平成11年和歌山県告示第975号(特別保護地区の指定)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から適用する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第2項から第4項までを次のように改める。

2 区域

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界の野竹法師山の山頂を起点とし、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、黒蔵谷国有林1107林班ろ小班と同林班い小班との境界に至り、同所から同小班の境界を南進し黒蔵谷国有林の境界線に至り、同所から同国有林の境界線に沿って西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班の境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班と大塔山国有林118林班との境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班の境界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1104林班と1105林班との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班ろ小班の境界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1105林班と1106林班の境界に達し、同所から同林班の境界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1108林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界に沿って西進、北上し第1109林班に至り、同所から1108林班と1109林班の境界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1109林班に2小班の境界を西へ進み、1109林班に2小班と1109林班ほ小班との境界沿いを北西に進み、1109林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、1109林班に2小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環

境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第617号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 遠田池特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

御坊市湯川町富安地内の市道小松原富安線と市道小谷山線との交点を起点とし、同所から市道小谷山線を北西に進み市道富安入山1号線との交点に至り、同所から市道富安入山1号線を東進し市道富安入山1号線支線との交点に至り、同所から同支線を東進し市道小松原富安線との交点に至り、同所から同市道を南下して起点に至る線で囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 初湯川・串本特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

椿山ダム提体西詰を起点とし、同所から日高川右岸沿いの国道424号を田辺市方面に上流へ進み小森トンネル手前の町道清滝五味線との交点に至り、同所から同町道を田辺市との境界まで進み、同境界上に沿って日高川を下流に進み、同川左岸の町道栗ノ木桑ノ木線との交点に至り、同所から同町道上を椿山ダム提体東詰に至り、提体上を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 百間山溪谷公園特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

百間谷口を起点とし、百間山溪谷遊歩道を千体仏まで登り、千体仏から西南西に尾根づたいに山道を進み遊歩道に至り、同遊歩道を南下し林道木守柚谷線に至り、同林道を西進し百間谷口に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 勝浦周辺特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

東牟婁郡那智勝浦町と新宮市の境界と国道42号との交点を起点とし、南東に進み赤島に至り（赤島を含む。）、同所から南西に大平石、山成島を経て鶴島灯台に至り（各島を含む。）、同所から北西に進み、那智勝浦町湯川1108番地先に至り、同所から海岸線に沿って北に進み県道勝浦港湯川線に至り、同線を北西に進みJRガード下を通り国道42号に至り、国道42号沿いに北に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

- (3) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

和歌山県告示第618号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
橋本市	橋本市東家1-1-1	橋本市訪問看護ステーション	令和 元. 11. 2

和歌山県告示第619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス梅原店
和歌山県和歌山市梅原字道免38外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第140号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音振動の発生源対策を講じ、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
- (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。
- (4) 浄化槽の放流先については、事前に近隣住民をはじめ関係者と十分に協議し、トラブルのないようにしてください。
- (5) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (6) 工事現場近くの道路は、貴志南小学校、貴志小学校及び貴志中学校の通学路付近になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和元年10月29日から同年11月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第620号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡由良町大字神谷字重山465番10地内	旧	4.94 } 8.31	140.75	
同上	新	5.51 } 33.95	138.90	

和歌山県告示第621号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 御坊由良線
- 供用開始の区間 日高郡由良町大字神谷字重山465番10地内
- 供用開始の期日 令和元年10月29日

和歌山県告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字長畑2558番1地先から同町大字山野字下ノ上3187番1地先まで	旧	4.46 } 25.81	326.46	

同上	新	19.99 } 63.17	284.89	
----	---	---------------------	--------	--

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・15号文里湾横断道路、3・5・7号外環状線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課